

# 名古屋市立大学経済学部履修規程

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 教養教育科目（第2条―第13条の3）

第3章 専門教育科目（第14条―第26条の2）

第3章の2 他学部との単位互換（第26条の3―第26条の12）

第3章の3 履修登録単位数の上限（第26条の13）

第4章 進級及び卒業要件（第27条―第29条）

第5章 雑則（第30条）

附則

（一部改正 平成19年達第56

号、平成20年達第45号、平成21年達第33号、平成23年達第1号、令和2年達第15号）

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、授業科目、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成20年達第45号、令和2年達第15号）

## 第2章 教養教育科目

（授業科目及び単位数）

第2条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

（一部改正 平成27年達第14号）

（単位の計算の基準）

第3条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業形態に応じて次の各号に定める基準により計算する。

(1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。

（一部改正 平成19年達第56号、平成20年達第45号、平成30年達第21号）

（修得必要単位数）

第4条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

（履修の届出）

第5条 学生は、学年の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期においての指定された期間内に所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

(一部改正 平成19年達第56号)

(履修の取消)

第6条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取り消しをすることができる。

(履修方法)

第7条 必修科目は、配当年次において履修しなければならない。

- 2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）は、重複して履修することはできない。
- 3 第5条により届け出た授業科目以外の授業科目は、履修することができない。
- 4 既に単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。
- 5 1年次においては、2年次に配当された授業科目を履修することはできない。
- 6 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。
- 7 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として指定されたクラス以外で履修することはできない。ただし、指定科目を再履修するため、同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修できることがある。

(試験)

第8条 試験は、学期末に行う。ただし、必要がある場合には、学期末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることがある。
- 3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(追試験)

第9条 学則第36条に規定する追試験を受けようとする学生は、指定された期間内に追試験受験願を提出しなければならない。

(再試験)

第10条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

(一部改正 平成19年達第56号、平成20年達第45号)

(成績)

第11条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

- 2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(一部改正 平成19年達第56号、平成22年度達第41号)

(再履修)

第12条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修をしようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて受講しなければならない。なお、2年次以降に初めて履修する場合もこれに従う。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修できることがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条に従い、教授会の議を経て学部長が行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 平成27年達第47号)

(学外における学修の単位認定)

第13条の2 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 平成20年達第45号)

(単位の取消)

第13条の3 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

### 第3章 専門教育科目

(学科所属)

第14条 学生は、2年次の始期に、公共政策学科、マネジメントシステム学科又は会計ファイナンス学科のいずれかの学科に所属しなければならない。

2 転学科は、原則として認めない。

(一部改正 平成19年達第56号)

(授業科目及び単位数)

第15条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の区分は、別表3のとおりとする。

(一部改正 平成27年達第14号)

(単位の計算の基準)

第16条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容で、15時間の授業及び30時間の授業時間外学修をもって1単位とする。

(一部改正 平成19年達第56号)

(修得必要単位数)

第17条 専門教育科目における修得必要単位数は、別表3に規定する学部共通科目、学

科基礎科目及び学科応用展開科目にわたり、別表4により合計92単位以上を修得しなければならない。

(一部改正 平成19年達第56号、平成30年達第21号)

(履修の届出)

第18条 学生は、学年の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続により届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期においての指定された期間内に所定の手続により変更(授業科目の追加を含む。)することができる。

(一部改正 平成19年達第56号)

第19条 削除

(一部改正 平成19年達第56号)

(履修の取消)

第20条 学生は、指定された期間内に受講科目取消届の提出をもって履修の取消をすることができる。また、必修科目については、これを認めない。

(一部改正 平成27年達第14号、平成31年達第12号)

(履修方法)

第21条 必修科目は、配当された年次において必ず履修しなければならない。

2 選択科目は、配当年次において履修することが望ましい。

3 授業時間の重なる授業科目(教養教育科目の授業科目を含む。)については、重複して履修することはできない。

4 学生は、第18条により届け出た授業科目以外の授業科目の単位を修得することができない。

5 既に単位を修得した授業科目については、再度履修することができない。

6 1年次においては、2、3、4年次配当科目を、又2年次においては、3、4年次配当科目を履修することはできない。

7 演習は、3年次及び4年次において、それぞれ2科目4単位を履修しなければならない。

(一部改正 平成27年達第14号)

(試験)

第22条 学期末又は通年科目にあつては学年末に試験を行う。ただし、特に必要がある場合には、教授会の議を経て学部長が随時行うことができる。

2 前項の試験のほか、論文又はレポート等をもって試験に代えることができる。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない授業科目は、失格とし受験資格を与えない。

(一部改正 平成27年達第47号、平成31年達第12号)

(再試験)

第23条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を行うことができる。ただし、再試験の届出のできる学生は、必修科目については第2学年において、その他の科目については最終学年において試験の成績が50点以上の者とする。

(一部改正 平成20年達第45号)

(追試験)

第24条 学則第36条に規定する追試験は、教授会の議を経て、行うことができる。ただし、追試験を受けることを希望する学生は、追試験受験願及びその理由を証明することができる書類を添えて速やかに提出しなければならない。

(成績)

第25条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(一部改正 平成22年達第41号)

(再履修)

第26条 不合格であった授業科目、又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を認めない。

(一部改正 平成31年達第12号)

(単位の取消)

第26条の2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

第3章の2 他学部との単位互換

(一部改正 平成19年達第56号)

(授業科目)

第26条の3 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(履修の届出)

第26条の4 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(履修の取消)

第26条の5 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(履修方法)

第26条の6 学生は、他学部の授業科目を履修する場合には、他学部の履修規程等の規定に従い、履修しなければならない。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(単位の認定及び取消)

第26条の7 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書等に基づき、本学部が行う。

2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(他学部生の受入れ手続)

第26条の8 他学部の学生が本学部の授業科目の履修を希望する場合は、所定の様式により当該学生が所属する学部を通じて本学部へ届け出なければならない。

2 本学部の授業科目の履修を希望する他学部の学生については、前項の提出書類に基づき、本学部において、教授会の議を経て、学部長が受入れの可否を決定する。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(受入れ学生数)

第26条の9 前条の規定により他学部からの受入れる学生（以下「受入れ学生」という。）の数は、各授業科目において本学部の学生の教育に支障を与えない範囲とする。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(受入れ学生の履修可能授業科目)

第26条の10 他学部の学生が履修できる授業科目は、本学部が指定する授業科目とする。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(受入れ学生の履修方法及び単位授与)

第26条の11 受入れ学生の履修及び単位の認定は、原則として本学部の履修規程等の規定に従うものとする。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

(その他)

第26条の12 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(一部改正 平成19年達第56号、平成23年達第1号)

### 第3章の3 履修登録単位数の上限

(一部改正 平成21年達第33号)

(履修登録単位数の上限)

第26条の13 1つの学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める場合を除き、1年次にあつては24単位、2年次以降にあつては20単位とする。ただし、3年次及び4年次において履修する演習は履修制限単位数の対象には含まないものとする。

(一部

改正 平成21年達第33号、平成23年達第1号、平成24年達第22号、平成26年達第15号)

### 第4章 進級及び卒業要件

(原級留置)

第27条 在学期間が2年に満たない者及び2年次終了時において、別表5に示す単位を修得できない者は、3年次に進級できない。

2 前項の規定にかかわらず、本学の協定校留学制度による留学のため3年次進級最低必要単位数を満たさない者については、当該協定校で修得する単位を本学の3年次進級最低必要単位数に認定できる可能性がある場合に限り、教授会の議を経て学部長が3年次に進級させることができる。ただし、留学の期間終了後、当該協定校で修得した単位の読み替えを行った結果、3年次進級最低必要単位数を満たさなかった場合は、遡って3年次への進級を取り消す。

(一部改正)

平成19年達第56号、平成27年達第14号、平成27年達第47号、平成30年達第21号)

(除籍)

第28条 学則第30条第2項の規定に基づき、在学年数が入学後4年に至っても、なお、第3年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者は、除籍する。

(卒業の認定)

第29条 所定の期間在学し、第4条及び第17条に定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

(一部改正 平成28年達第14号)

## 第5章 雑則

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号、平成28年達第14号)

## 附 則

1 この達は、発布の日から施行する。

2 名古屋市立大学経済学部履修規程(平成8年名古屋市立大学達第20号)は、廃止する。

3 この達は、平成18年度以後に入学(転入学、再入学及び学士入学(以下「転入学等」という。))を除く。)する学生に係る履修方法等について適用し、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学経済学部履修規程の例による。

4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

5 平成18年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、この達の規定係らず、その者の属する学年の在学生の例による。

6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則(平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第56号)

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日からから施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第3条、第5条、第10条、第11条、第16条、第18条及び第26条の2から第26条の11までの改正規定は、平成18年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成19年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第45号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成20年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条、第1条の2、第3条、第10条、第13条の2及び第23条の規定は、平成19年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成20年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第33号）

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日からから施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成21年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。



- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成21年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第41号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成22年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）  
この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成23年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成23年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第22号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成24年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成24年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、別表4の改正を除き平成25年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成25年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成26年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。ただし、改正後規程第26条の13の規定は、平成24年度以後に入学した学生についても適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成26年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第14号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 27 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 26 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。ただし、改正後規程第 27 条第 2 項の規定は、平成 25 年度以後に入学した学生についても適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 26 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成 27 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 47 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年公立大学法人名古屋市立大学達第 14 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 28 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 27 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 27 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会の議を経て学部長が認めた場合は学部長が別に定める。
- 4 平成 28 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成29年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成28年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成29年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会

の議を経て学部長が別に定める。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成29年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成30年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成31年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成30年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第20条の規定は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成30年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 5 平成31年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和2年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法

等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学経済学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第22号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

別表 1

区 分		授 業 科 目	授業 形態	配当 年次	単 位 数			
					必修	選択	自由	
共 通 科 目	一 般 教 養 科 目	大 学 特 色 科 目	大学生になる	講義	1		2	
			大人になる	講義	1	2		
			社会人になるA	講義	1	2		
			社会人になるB	講義	1	2		
			NCU先端科目：医療系	講義	1	2		
			NCU先端科目：自然・情報系	講義	1	2		
			NCU先端科目：社会科学系	講義	1	2		
			NCU先端科目：人文系	講義	1	2		
			地域社会で活躍する女性	講義	1	2		
			共生社会におけるふれあいネットワーク	講義	1	2		
			現代社会と人と地域のつながり	講義	1	2		
			名古屋市政を通してみる現代社会の諸問題	講義	1	2		
			ESDと地域の環境	講義	1	2		
			多文化共生と国際貢献ーあなたに何ができるのかー	講義	1	2		
			ワークライフバランスとダイバーシティ	講義	1	2		
			まちづくり論	講義	1	1		
			次世代エネルギーワークショップ	講義	1	2		
			起業家になる	講義	1	2		
			科学館・博物館・美術館から知る名古屋	講義	1	2		
			中国短期語学研修	講義 実習	1	2		
			フランス短期語学研修	講義 実習	1	2		
			現 代 社 会 の 諸 相	日本国憲法	講義	1	2	
				なぜ憲法が必要なのか	講義	1	2	
				法学入門	講義	1	2	
	知的財産権入門	講義		1	2			
	人と法と医療	講義		1	2			
	経済学：経済のしくみ	講義		1	2			
	経済学：経済と社会	講義		1		2		
	経済学：経済学の考え方	講義		1		2		
	経営学：企業と社会、個人の関係	講義		1	2			
	経営学：企業活動の諸相	講義		1		2		
	経営学：組織を取り巻く諸環境について	講義		1		2		
	社会学A	講義		1	2			
	社会学B	講義		1	2			
	社会学C	講義		1	2			
	社会環境論	講義		1	2			
	新聞報道の現場から	講義		1	2			
	環境行動学と情報リテラシー	講義		1	2			
	平和論	講義		1	2			
	私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	講義		1	2			

	国際政治と社会	講義	1		2	
	フィールド研究からみるアジア	講義	1		2	
	キー・コンピテンシー	講義	1		2	
	シティズンシップ入門	講義	1		2	
	地域力を高めるひとづくり	講義	1		2	
文化と人間性の探求	琉球・沖縄の歴史・文化を識る	講義	1		2	
	日本文化の理解	講義	1		2	
	人類学	講義	1		2	
	日本語コミュニケーション	講義	1		2	
	囲碁に学ぶ	講義	1		2	
	死の文化学	講義	1		2	
	東ヨーロッパの文化と歴史	講義	1		2	
	文化に見る歴史	講義	1		2	
	欧州史の中の北欧史	講義	1		2	
	アメリカ史入門	講義	1		2	
	都市と地域構造の地理学	講義	1		2	
	音楽と文化	講義	1		2	
	デザインと情報	講義	1		2	
	人間と表現	講義	1		2	
	自分とみんなで考える哲学	講義	1		2	
	討論の中で問題を発見する哲学	講義	1		2	
	応用倫理学ー生命倫理の現在	講義	1		2	
	心理学概論	講義	1		2	
	心理学入門	講義	1		2	
	人間と自然	現代教育の諸相	講義	1		2
次世代育成と地域の課題		講義	1		2	
宗教学入門		講義	1		2	
科学史		講義	1		2	
環境と社会・制度・政治・経済		講義	1		2	
環境科学		講義	1		2	
植物の多様性と環境		講義	1		2	
動物とヒトの進化多様性		講義	1		2	
社会と医学		講義	1		2	
くすりと社会		講義	1		2	
自然と数理の探求	都市と自然	講義	1		2	
	健康と生活	講義	1		2	
	行動生態学	講義	1		2	
	教養として知っておきたい様々な病気の実態	講義	1		2	
	創薬と生命	講義	1		2	
	宇宙のなりたち	講義	1		2	
	植物とバイオテクノロジー	講義	1		2	
エネルギーのサイエンス	講義	1		2		
バイオサイエンス入門	講義	1		2		
情報と数理の世界	講義	1		2		

		データサイエンスへの誘い	講義	1		2		
		地球史入門	講義	1		2		
		地域生態学	講義	1		2		
英語		IS: Community	演習	1		1		
		IS: Social Justice	演習	1		1		
		IS: Life & Work	演習	1		1		
		IS: Health & Well-being	演習	1		1		
		IS: The Arts	演習	1		1		
		AE: Make a Difference in Your Community	演習	1		2		
		AE: Interact Internationally	演習	1		2		
		AE: Improve Life Skills	演習	1		2		
		AE: Raise Health/ Environmental Awareness	演習	1		2		
		AE: Produce a Movie	演習	1		2		
		CS: Presentation	演習	1		2		
		CS: Grammar and Usage	演習	1		2		
		CS: TOEIC Preparation	演習	1		2		
		EM: World News	演習	1		2		
		EM: Popular Culture	演習	1		2		
		EM: Reading for Inspiration	演習	1		2		
		EM: Online Articles and Videos	演習	1		2		
	語 学 科 目	その 他 の 言 語	ドイツ語初級1	演習	1		2	
			ドイツ語初級2	演習	1		2	
			フランス語初級1	演習	1		2	
フランス語初級2			演習	1		2		
中国語初級1			演習	1		2		
中国語初級2			演習	1		2		
韓国語初級1			演習	1		2		
韓国語初級2			演習	1		2		
スペイン語初級1			演習	1		2		
スペイン語初級2			演習	1		2		
日本手話初級1			演習	1		2		
日本手話初級2			演習	1		2		
ポルトガル語入門			演習	1		2		
ロシア語入門			演習	1		2		
イタリア語入門			演習	1		2		
アラビア語入門			演習	1		2		
日本語上級1			演習	1		2		
日本語上級2			演習	1		2		
ドイツ語初級会話1			演習	1		2		
ドイツ語初級会話2			演習	1		2		
フランス語初級会話1	演習	1		2				



		フランス語初級会話2	演習	1		2	
		中国語初級会話1	演習	1		2	
		中国語初級会話2	演習	1		2	
		日本語レポート作成1	演習	1		2	
		日本語レポート作成2	演習	1		2	
		日本語リーディング・リスニング1	演習	1			2
		日本語リーディング・リスニング2	演習	1			2
		日本語プレゼンテーション1	演習	1			2
		日本語プレゼンテーション2	演習	1			2
		日本語ライティング1	演習	1			2
		日本語ライティング2	演習	1			2
		日本語ディスカッション1	演習	1			2
		日本語ディスカッション2	演習	1			2
情報科目		情報処理基礎	演習	1		2	
		情報処理応用	演習	1		2	
健康・スポーツ科目		健康・スポーツ科学	講義	1	2		
ボランティア科目		ボランティア科目1	実習	1		1	
		ボランティア科目2	実習	1		1	
基礎科目	数学・統計学	数学A1	講義	1		2	
		数学B1	講義	1		2	
		数学A2	講義	1		2	
		数学B2	講義	1		2	
		統計学A	講義	1		2	
		統計学B	講義	1		2	
	地域参加型学習	地域連携参加型学習	演習	1		2	

注1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。

2 その他の言語の区分中の日本語を主題とする授業科目は、外国人特別学生が履修することができる。

(一

部改正 平成19年達第56号、平成20年達第45号、平成21年達第33号、平成22年達第41号、平成24年達第22号、平成25年達第15号、平成26年達第15号、平成27年達第14号、平成27年達第47号、平成28年達第14号、平成30年達第21号、平成31年達第12号、令和2年達第15号、令和3年達第11号、令和4年達第22号)

別表2

区 分			最低修得必要単位数	
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	4 単位	
		現代社会の諸相	8 単位	
		文化と人間性の探求		
		人間と自然	4 単位	
		自然と数理の探求		
	語学科目	英語	6 単位	
		その他の言語	4 単位	
	情報科目		2 単位	
	健康・スポーツ科目		2 単位	
	ボランティア科目			
基礎科目	数学・統計学		数学 6 単位、統計学 2 単位	
	地域参加型学習	地域連携参加型学習		
教養教育科目合計			42 単位	

\* 左記以外に 4 単位

注 1 それぞれの母語を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることはできない。

2 その他の言語の区分中の会話またはレポート作成を主題とする科目を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることはできない。

3 外国人特別学生は、その他の言語の区分中の日本語上級 1、日本語上級 2 を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることができる。

4 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て学部長が 2 単位まで本表の\*印欄「4 単位」に算入することができる。

(一部改正 平成19年達第56号、平成21年達第33号、平成22年達第41号、平成24年達第22号、平成26年達第15

号、平成27年達第47号、平成30年達第21号、令和2年達第15号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	語学科目[英語]	
	2 単位	4 単位
実用英語技能検定	準 1 級	1 級
TOEIC / TOEIC L&R	730～799点	800点以上
TOEFL (iBT)	77～88点	89点以上

注 1 申請はいずれか 1 種類に限る。

注 2 認定の対象科目は「CS : TOEIC Preparation (2 単位)」又は

「CS : Grammar and Usage (2単位)」とし、認定単位は 4 単位を上限とする。

(一部改正 平成20年達第45号、平成23年達第19号、平成30年達第21号)

## 別表 3

## ア 公共政策学科

科目区分	授 業 科 目	授業 形態	配当年次	単位数	
				必修	選択
学 部 共 通 科 目	入門経済学Ⅰ	講義	1	2	
	入門経済学Ⅱ	講義	1	2	
	入門会計学	講義	1		2
	入門経営学	講義	1		2
	経済経営数学	講義	1		2
	入門ファイナンス	講義	1		2
	基礎演習Ⅰ	演習	1	2	
	基礎演習Ⅱ	演習	2	2	
	演習Ⅰ	演習	3	2	
	演習Ⅱ	演習	3	2	
	演習Ⅲ	演習	4	2	
	演習Ⅳ	演習	4	2	
	学 科 基 礎 科 目	簿記論	講義	1	
情報処理論Ⅰ		講義	2		2
情報処理論Ⅱ		講義	2		2
マクロ経済学		講義	2		4
ミクロ経済学		講義	2		4
公共経済学Ⅰ		講義	2		2
公共経済学Ⅱ		講義	2		2
国際経済学Ⅰ		講義	2		2
国際経済学Ⅱ		講義	2		2
金融論Ⅰ		講義	2		2
金融論Ⅱ		講義	2		2
財政学Ⅰ		講義	2		2
財政学Ⅱ		講義	2		2
経済学史		講義	3		2
経済史Ⅰ		講義	2		2
経済史Ⅱ		講義	2		2
データ分析基礎		講義	2		2
統計分析基礎		講義	2		2
現代統治機構論		講義	2		2
行政法Ⅰ		講義	3		2
行政法Ⅱ		講義	3		2
現代経済・経営特論Ⅰ		講義	1		2
現代経済・経営特殊講義		講義	2		2
名古屋と行政	講義	2		2	
	金融政策論Ⅰ	講義	2		2
	金融政策論Ⅱ	講義	2		2

学 科 応 用 展 開 科 目	社会保障論Ⅰ	講義	2		2
	社会保障論Ⅱ	講義	2		2
	インセンティブの経済学	講義	2		2
	公共政策Ⅰ	講義	3		2
	公共政策Ⅱ	講義	3		2
	地方財政論	講義	3		2
	租税論	講義	3		2
	産業組織論Ⅰ	講義	3		2
	産業組織論Ⅱ	講義	3		2
	実験経済学Ⅰ	講義	3		2
	実験経済学Ⅱ	講義	3		2
	国際公共政策論	講義	3		2
	経済開発論	講義	3		2
	医療経済学Ⅰ	講義	3		2
	医療経済学Ⅱ	講義	3		2
	応用マクロ政策	講義	3		2
	応用公共政策	講義	3		2
	都市経済学Ⅰ	講義	3		2
	都市経済学Ⅱ	講義	3		2
	国際金融論Ⅰ	講義	3		2
	国際金融論Ⅱ	講義	3		2
	環境経済学Ⅰ	講義	3		2
	環境経済学Ⅱ	講義	3		2
	現代経済・経営特論Ⅱ	講義	3		2
	行政学	講義	3		2
	労働市場政策	講義	3		2
	人事経済学	講義	3		2
	日本経済史	講義	3		2
	外国経済史	講義	3		2
	国際経済関係論Ⅰ	講義	3		2
	国際経済関係論Ⅱ	講義	3		2
	計量経済学	講義	3		2
	経営情報学	講義	3		2
オペレーションズ・リサーチ	講義	3		2	
金融システム論	講義	3		2	
日本経済・経営Ⅰ	講義	3		2	
日本経済・経営Ⅱ	講義	3		2	
会社法	講義	3		2	
民法Ⅰ	講義	3		2	

民法Ⅱ	講義	3		2
経済法	講義	3		2
労働法	講義	3		2
知的財産法	講義	3		2
特別講義Ⅰ	講義	2		2
特別講義Ⅱ	講義	2		2
特別講義Ⅲ	講義	2		2
特別講義Ⅳ	講義	2		2
特別講義Ⅴ	講義	2		2
特別セミナーⅠ	講義	2		2
特別セミナーⅡ	講義	2		2
特別セミナーⅢ	講義	2		2
特別セミナーⅣ	講義	2		2
特別セミナーⅤ	講義	2		2
Research and Presentation	演習	3		2
Research and Discussion	演習	3		2

イ マネジメントシステム学科

科目区分	授 業 科 目	授業 形態	配当年次	単位数	
				必修	選択
学部 共 通 科 目	入門経済学Ⅰ	講義	1	2	
	入門経済学Ⅱ	講義	1	2	
	入門会計学	講義	1		2
	入門経営学	講義	1		2
	経済経営数学	講義	1		2
	入門ファイナンス	講義	1		2
	基礎演習Ⅰ	演習	1	2	
	基礎演習Ⅱ	演習	2	2	
	演習Ⅰ	演習	3	2	
	演習Ⅱ	演習	3	2	
	演習Ⅲ	演習	4	2	
	演習Ⅳ	演習	4	2	
学 科 基 礎 科 目	簿記論	講義	1		2
	情報処理論Ⅰ	講義	2		2
	情報処理論Ⅱ	講義	2		2
	経営組織	講義	2		2
	経営戦略	講義	2		2
	組織行動	講義	2		2
	イノベーション・マネジメント	講義	2		2
	企業論	講義	2		2
	マーケティング	講義	2		2
	労働経済学	講義	2		2
	制度経済学	講義	2		2
	経済学史	講義	2		2
	経済史Ⅰ	講義	2		2
	経済史Ⅱ	講義	2		2
	世界経済論	講義	2		2
	国際経済学Ⅰ	講義	2		2
	国際経済学Ⅱ	講義	2		2
	データ分析基礎	講義	2		2
	財務分析	講義	2		2
	会社法	講義	2		2
	知的財産法	講義	2		2
	財務会計	講義	3		2
	管理会計	講義	3		2
現代経済・経営特論Ⅰ	講義	1		2	
現代経済・経営特殊講義	講義	2		2	
名古屋と行政	講義	2		2	
	変革マネジメント	講義	3		2



学 科 応 用 展 開 科 目	制度と文化のマネジメント	講義	3		2
	経営管理	講義	3		2
	人材マネジメント	講義	3		2
	国際経営論	講義	3		2
	消費者行動論	講義	3		2
	決定と知識のマネジメント	講義	3		2
	商品開発	講義	3		2
	生産管理	講義	3		2
	地域企業活性化論	講義	2		2
	日本経営史	講義	3		2
	外国経営史	講義	3		2
	日本経済史	講義	3		2
	外国経済史	講義	3		2
	国際経済関係論Ⅰ	講義	3		2
	国際経済関係論Ⅱ	講義	3		2
	行政学	講義	3		2
	労働市場政策	講義	3		2
	人事経済学	講義	3		2
	事例研究特論	演習	3		2
	経済開発論	講義	3		2
	マクロ経済学	講義	2		4
	ミクロ経済学	講義	2		4
	公共経済学Ⅰ	講義	3		2
	公共経済学Ⅱ	講義	3		2
	金融論Ⅰ	講義	3		2
	金融論Ⅱ	講義	3		2
	国際金融論Ⅰ	講義	3		2
	国際金融論Ⅱ	講義	3		2
	環境経済学Ⅰ	講義	3		2
	環境経済学Ⅱ	講義	3		2
	現代経済・経営特論Ⅱ	講義	3		2
	財政学Ⅰ	講義	3		2
	財政学Ⅱ	講義	3		2
産業組織論Ⅰ	講義	3		2	
産業組織論Ⅱ	講義	3		2	
インセンティブの経済学	講義	3		2	
応用財務分析	講義	3		2	
企業ファイナンス	講義	3		2	
コーポレートガバナンス	講義	3		2	

経営情報学	講義	3		2
オペレーションズ・リサーチ	講義	3		2
統計分析基礎	講義	3		2
日本経済・経営Ⅰ	講義	3		2
日本経済・経営Ⅱ	講義	3		2
経済法	講義	3		2
労働法	講義	3		2
特別講義Ⅰ	講義	2		2
特別講義Ⅱ	講義	2		2
特別講義Ⅲ	講義	2		2
特別講義Ⅳ	講義	2		2
特別講義Ⅴ	講義	2		2
特別セミナーⅠ	講義	2		2
特別セミナーⅡ	講義	2		2
特別セミナーⅢ	講義	2		2
特別セミナーⅣ	講義	2		2
特別セミナーⅤ	講義	2		2
Research and Presentation	演習	3		2
Research and Discussion	演習	3		2

ウ 会計ファイナンス学科

科目区分	授 業 科 目	授 業 形 態	配 当 年 次	単 位 数	
				必 修	選 択
学 部 共 通 科 目	入門経済学Ⅰ	講義	1	2	
	入門経済学Ⅱ	講義	1	2	
	入門会計学	講義	1		2
	入門経営学	講義	1		2
	経済経営数学	講義	1		2
	入門ファイナンス	講義	1		2
	基礎演習Ⅰ	演習	1	2	
	基礎演習Ⅱ	演習	2	2	
	演習Ⅰ	演習	3	2	
	演習Ⅱ	演習	3	2	
	演習Ⅲ	演習	4	2	
	演習Ⅳ	演習	4	2	
学 科 基 礎 科 目	簿記論	講義	1		2
	情報処理論Ⅰ	講義	2		2
	情報処理論Ⅱ	講義	2		2
	企業ファイナンス	講義	2		2
	先物・オプション入門	講義	2		2
	データ分析基礎	講義	2		2
	統計分析基礎	講義	2		2
	財務会計	講義	2		2
	管理会計	講義	2		2
	マクロ経済学	講義	2		4
	ミクロ経済学	講義	2		4
	金融論Ⅰ	講義	2		2
	金融論Ⅱ	講義	2		2
	財政学Ⅰ	講義	2		2
	財政学Ⅱ	講義	2		2
	経営組織	講義	3		2
	経営戦略	講義	3		2
	企業論	講義	2		2
	財務分析	講義	2		2
	マーケティング	講義	3		2
会社法	講義	2		2	
現代経済・経営特論Ⅰ	講義	1		2	
現代経済・経営特殊講義	講義	2		2	
名古屋と行政	講義	2		2	
	応用財務分析	講義	3		2
	税務会計	講義	3		2
	監査論	講義	3		2

学 科 応 用 展 開 科 目	コーポレートガバナンス	講義	3		2
	ファイナンス分析	講義	3		2
	簿記実務	講義	2		4
	会計実務	講義	3		4
	ファイナンス実務	講義	2		4
	財務情報処理	講義	3		2
	応用企業ファイナンス	講義	3		2
	金融システム論	講義	3		2
	行政学	講義	3		2
	金融政策論Ⅰ	講義	3		2
	金融政策論Ⅱ	講義	3		2
	国際金融論Ⅰ	講義	3		2
	国際金融論Ⅱ	講義	3		2
	環境経済学Ⅰ	講義	3		2
	環境経済学Ⅱ	講義	3		2
	現代経済・経営特論Ⅱ	講義	3		2
	証券投資論	講義	3		2
	組織行動	講義	3		2
	商品開発	講義	3		2
	労働経済学	講義	3		2
	経営管理	講義	3		2
	人材マネジメント	講義	3		2
	国際経営論	講義	3		2
	イノベーション・マネジメント	講義	3		2
	消費者行動論	講義	3		2
	経営情報学	講義	3		2
	オペレーションズ・リサーチ	講義	3		2
	計量経済学	講義	3		2
	日本経済・経営Ⅰ	講義	3		2
	日本経済・経営Ⅱ	講義	3		2
	知的財産法	講義	3		2
	租税法	講義	3		2
	経済法	講義	3		2
労働法	講義	3		2	
民法Ⅰ	講義	3		2	
民法Ⅱ	講義	3		2	
特別講義Ⅰ	講義	2		2	
特別講義Ⅱ	講義	2		2	
特別講義Ⅲ	講義	2		2	

	特別講義Ⅳ	講義	2		2
	特別講義Ⅴ	講義	2		2
	特別セミナーⅠ	講義	2		2
	特別セミナーⅡ	講義	2		2
	特別セミナーⅢ	講義	2		2
	特別セミナーⅣ	講義	2		2
	特別セミナーⅤ	講義	2		2
	Research and Presentation	演習	3		2
	Research and Discussion	演習	3		2

注 必要がある場合は、教授会の議を経て学部長が授業科目を開設し、又は単位数を変更することができる。

(一部改正 平成19年達第56号、平成21年達第33号、平成22年達第41号、平成23年達第19号、平成24年達第22号、平成25年達第15号、平成26年達第15号、平成27年達第14号、平成27年達第47号、平成28年達第14号、平成29年達第12号、平成30年達第21号、平成31年達第12号、令和2年達第15号、令和4年達第22号)

別表4 専門教育科目における修得必要単位数

ア 公共政策学科

学部共通科目	必修の「入門経済学Ⅰ」、「入門経済学Ⅱ」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」及び「演習Ⅳ」を含めて20単位
学科基礎科目	「マクロ経済学」4単位又は「ミクロ経済学」4単位のいずれかを含めて24単位
学科応用展開科目	48単位 ただし、学科基礎科目を24単位以上修得した場合、24単位を超えた単位数を学科応用展開科目の必要単位数48単位に含めることができる。
他学科開講科目	他学科開講科目を修得した場合、16単位までを学科応用展開科目の必要単位数48単位に含めることができる。

イ マネジメントシステム学科

学部共通科目	必修の「入門経済学Ⅰ」、「入門経済学Ⅱ」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」及び「演習Ⅳ」を含めて20単位
学科基礎科目	24単位
学科応用展開科目	48単位 ただし、学科基礎科目を24単位以上修得した場合、24単位を超えた単位数を学科応用展開科目の必要単位数48単位に含めることができる。
他学科開講科目	他学科開講科目を修得した場合、16単位までを学科応用展開科目の必要単位数48単位に含めることができる。

ウ 会計ファイナンス学科

学部共通科目	必修の「入門経済学Ⅰ」、「入門経済学Ⅱ」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」及び「演習Ⅳ」を含めて20単位
学科基礎科目	24単位
学科応用展開科目	48単位 ただし、学科基礎科目を24単位以上修得した場合、24単位を超えた単位数を学科応用展開科目の必要単位数48単位に含めることができる。
他学科開講科目	他学科開講科目を修得した場合、16単位までを学科応用展開科目の必要単位数48単位に含めることができる。

(一)

部改正 平成19年達第56号、平成21年達第33号、平成22年達第41号、平成24年達第22号、平成25年達第15号、平成26年達第15号、平成27年達第14号、平成30年達第21号)

別表 5

区 分		3年次進級最低必要単位数		
教養教育科目	共通科目	一般教養科目		4 単位
		外国語科目	英語	4 単位
			その他の言語	2 単位
		情報科目		2 単位
		健康・スポーツ科目		2 単位
	基礎科目	数学・統計学	数学 6 単位以上・統計学 2 単位（外国人特別学生は、数学・統計学合わせて 6 単位）	
	合 計		22 単位（外国人特別学生は、20 単位）	
専門教育科目		学部共通科目及び学科基礎科目の中から「入門経済学Ⅰ」、「入門経済学Ⅱ」、「基礎演習Ⅰ」及び「基礎演習Ⅱ」を含めて 20 単位		

(一)

部改正 平成19年達第56号、平成21年達第33号、平成22年達第41号、平成24年達第22号、平成27年達第14号、平成28年達第14号、平成30年達第21号、令和2年達第15号)